

○平群町心身障害者(児)紙おむつ等支給要綱

(平成12年4月1日要綱第14号)

改正 平成13年10月1日要綱第16号 平成18年3月24日要綱第10号
平成27年6月25日要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者(児)に対し、紙おむつ等を支給することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 紙おむつ等は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「受給資格者」という。)に対し、支給する。

- (1) 所得税非課税世帯に属する在宅の身体障害者(児)手帳の所持者で、常時失禁状態にある者
- (2) 町内に住所を有する者

(申請手続き)

第3条 受給資格者は、紙おむつ等受給申請書(第1号様式)により、町長に申請しなければならない。

2 前項において、受給資格者本人がやむを得ない事由により、申請の手続きをすることが困難な場合は、その者を介護している者(以下「介護者」という。)が申請を代行することができるものとする。

(受給資格の決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、紙おむつ等の支給の必要性及び内容を審査し、紙おむつ等支給決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第5条 紙おむつ等の支給は、町長が別に定める方法により、前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「受給者」という。)に支給する。

(受給資格の喪失)

第6条 紙おむつ等の受給者が、次の各号に該当した場合は、受給の資格を喪失するものとする。

- (1) 施設等に入所したとき。
- (2) 医療機関へ入院したとき。

- (3) 町外に転出したとき。
- (4) 対象者でなくなったとき。
- (5) 本人より辞退の申し出があったとき。

2 受給者又は介護者は、前項の事由が生じたときは、速やかに紙おむつ等受給資格喪失届(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(不正受給)

第7条 町長は、偽り、その他不正の手段により紙おむつ等の支給を受けた者があるときは、その全部若しくは一部又は相当金額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日要綱第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日要綱第10号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月25日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略

[別紙参照]